

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2025

月刊

中小企業レポート

4

No.581

長野県中小企業団体中央会

特集

令和7年度税制改正のポイント





NEW



スタート・アップ キャンペーン

*Start Up
Campaign*

2025年3月5日(水)～4月30日(水)

特別金利 定期預金 年0.450%

(税引後 年0.358%)

【お取り扱い期間】2025年4月30日まで 【販売対象】個人のお客さま 【お預け入れ期間】1年 【お預け入れ金額】お一人さま10万円以上

* 特別金利は、満期日までの預入期間に限らせていただきます。 * 定期預金を中途解約された場合は、当組合所定の中途解約利率により計算します。

* 店頭に商品概要説明書をご用意しております。 * 表示されている金利は令和7年3月5日現在のものです。市場金利の動向により、金利を変更する場合がございます。

 **けんしん** / BANK



詳しくはコチラ

知恵と力を合わせて信州を元気に

月
刊

中小企業レポート

2025

4

No.581

-
- 2 **特集**
令和7年度税制改正のポイント
-
- 8 **中央会インフォメーション**
-
- 9 **生産性革命と挑戦**
株式会社山崎屋木工製作所（千曲市）
-
- 10 **ズームアップ！組合の魅力発見**
長野県自動車整備商工組合（長野市）
-
- 11 **わが社の経営戦略**
株式会社勝野木材（南木曽町）
-
- 12 **Go! 発酵バレーNAGANO**
-
- 13 **社労士が教える労務管理のポイント**
労務管理のチェックリスト
-



〈表紙写真紹介〉

4月後半の「ソーヴィニヨン・ブラン」の芽吹き。このあと開花～結実し9月に収穫を迎えます。

ワイナリーに持ち込まれたブドウは圧搾機で搾り、酵母を加え1～2週間で発酵を終えワインとなります。熟成期間（ワインにより異なるが半年～長いものだと年以上）を経て瓶詰めし出荷となります。

今年度の税制改正では、地域経済を支える中堅企業の活性化と中小・小規模事業者の事業承継・成長支援等が盛り込まれています。詳細につきましては、中小企業庁のホームページ等でご確認ください。

中小企業庁URL：https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2025/zeisei_fy2024/index.html

1. 中小企業の活性化

中小企業投資促進税制の延長（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

延長

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における設備投資を後押しするため、**一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）又は特別償却（30%）の適用を認める措置。**

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る

- **人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の更なる設備投資を促進するため、適用期限を2年間延長する。**

改正概要 【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

対象者	・ 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・ 従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運送業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・ 機械及び装置【1台160万円以上】 ・ 測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】 ・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用osのうち一定のものは除く ・ 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・ 内航船舶（取得価格の75%が対象）

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外

※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

中小企業者等の法人税率の特例の延長等（法人税・法人住民税）

延長等

- 中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、19%から15%に軽減されているところ（※）、資金繰り負担を緩和し、財務基盤を強化するため、**適用期限を2年間延長する。**

※ 単年所得10億円超の中小企業者等の税率については、19%から17%に軽減する。

改正概要 【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている（本則）。
- 当該税率を、令和9年(2027年)3月31日までの時限的な措置として、単年所得10億円以下の中小法人においては、更に15%に軽減（租税特別措置）。

対象	本則税率		租特税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	—
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額 ※所得10億円以下の中小法人の場合	19%	15%
	年800万円以下の所得金額 ※所得10億円超の中小法人の場合	19%	17%

※過去3年平均で所得15億円超の中小企業が本措置の対象外となる基準（所得基準）は引き続き維持。

※適用対象法人の範囲から、通算法人を除外する。

中小企業防災・減災投資促進税制の延長等 (所得税・法人税)

延長

- 近年、能登半島地震をはじめ大規模な災害が多発する中、中小企業における防災・減災能力の強化が一層重要性を増している。
- 中小企業が自然災害等への事前の備えを行うことは重要であり、今後も**中小企業による防災・減災に向けた設備投資を促進が必要**であるため、**適用期限を2年間延長**する。

改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

- 適用対象者：令和9年(2027年)3月31日までに「事業継続力強化計画」(連携計画含む)の認定を受けた中小企業者
- 適用期間：事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までに、当該計画に記載された対象設備を取得等して事業の用に供すること。
- 税制措置：特別償却16%
- 対象設備：自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する以下の設備

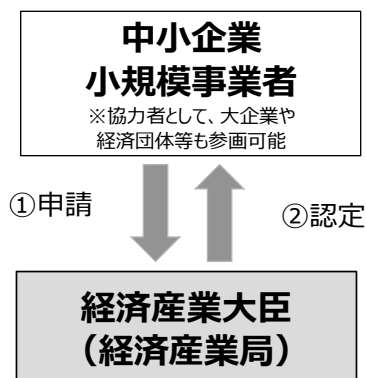
減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台(対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る)、防水シャッター等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

※ これまで対象であった感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ装置は対象外となる。

事業継続力強化計画制度

- 中小企業等経営強化法に基づき、中小企業の自然災害等への対策を促進するため、簡易なBCPとして中小企業等が行う**防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度**。
- 認定を受けた事業者は、税制措置のほか、金融支援等の支援策の活用や認定ロゴマークの使用が可能。

計画認定スキーム



事業継続力強化計画の記載項目

- 発災時の**初動対応手順**(安否確認、被害の確認・発信手順等)
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策
- 計画の推進体制(**経営層のコミットメント**)
- **訓練実施、計画の見直し等**、取組の実効性を確保する取組

認定を受けた事業者に対する施策

- 防災・減災設備導入に対する税制措置
- 低利融資、信用枠拡大等の金融支援
- 補助金採択時の加点措置
- 認定事業者によるロゴマーク使用



生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する
固定資産税の特例措置の拡充及び延長（固定資産税）

拡充・延長

- 赤字企業を含めた**中小企業の前向きな投資を後押し**するため、**賃上げを行う企業を対象に、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置の適用期限を2年間延長**するとともに、**賃上げ率に応じて、軽減率を引き上げる。**
- 具体的には、**賃上げ率を1.5%以上引き上げる方針を表明した場合は、3年間、課税標準を1/2に軽減**する。**賃上げ率を3%以上引き上げる方針を表明した場合は、5年間、課税標準を1/4に軽減**する。

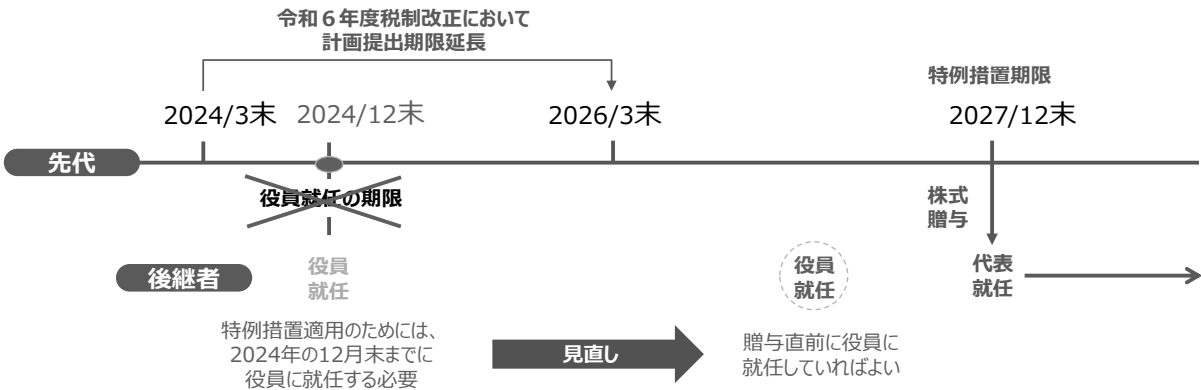
改正概要	【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】		
＜全体のスキーム＞ 国 (基本方針の策定) 協議 ↑ ↓ 同意 市町村 (導入促進基本計画の策定) 申請 ↑ ↓ 認定 中小企業 (先端設備等導入計画の策定)	特例措置の 対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす 中小企業	
	計画認定 要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入 促進基本計画に沿ったものであること	
	対象設備等	設備の種類	最低価額要件
		①機械及び装置	160万円以上
		②測定工具及び 検査工具	30万円以上
		③器具備品	30万円以上
		④建物附属設備	60万円以上
	特例措置	投資利益率が年率5%以上の投資計画に 記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)	
		固定資産税（通常、評価額の1.4%） ・先端設備等導入計画中に1.5%以上の賃上げ表明※に関する記載あり → 3年間、課税標準を1/2に軽減 ・先端設備等導入計画中に3%以上の賃上げ表明※に関する記載あり → 5年間、課税標準を1/4に軽減 ※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの。	
	適用期限	2年間（令和9年3月31日（2026年度末）までに取得したもの）	

法人版・個人版事業承継税制における役員就任要件等の見直し（相続税・贈与税）

見直し

- 事業承継税制の特例措置期限までの間に、同税制の最大限の活用を図る観点から、「事業承継税制が適用されるためには、株式贈与日に**後継者が役員**（取締役、監査役又は会計参与）**に就任後3年以上経過している必要がある**」という**役員就任期間を特例措置に限り事実上撤廃**。
- 事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する。

改正概要 【適用期限：法人版：令和9年(2027年)12月末、個人版：令和10年(2028年)12月末】



※ 個人版事業承継税制については、2028/12月末までの適用期限の3年前となる2025/12月末までに後継者が事業に従事する必要があったが、今般の見直しにより、贈与直前に事業に従事していればよい。

事業承継税制の概要

- **法人版事業承継税制**は、一定の要件のもと、非上場株式等に係る**贈与税・相続税の納税を猶予する制度**。
- **10年間限定（2027年末まで）の時限的な措置**として、**猶予対象株式数の上限を撤廃**するとともに、**猶予割合が贈与税・相続税ともに100%**となっている。
- **個人版事業承継税制**は、**10年間限定（2028年末まで）で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する措置**。
- 法人版（特例措置）・個人版を活用するためには、**2026年3月末までに特例承継計画の申請が必要**。

法人版事業承継税制

	一般措置	特例措置 (時限措置)
猶予対象 株式数	総株式数の最大 2/3まで	上限なし
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (2027年12月31日まで) 2026年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%	贈与税・相続税ともに 100%
承継方法	複数株主から 1名の後継者に 承継可能	複数株主から 最大3名の後継者に承継可能
雇用確保 要件	承継後5年間 平均8割の雇用 維持が必要	未達成の場合でも 猶予継続可能に

個人版事業承継税制

	特例措置 (時限措置)
対象資産	事業を行うために必要な多様な事業用資産 ・土地・建物 (土地は400㎡、建物は800㎡まで) ・機械・器具備品 (例：工業機械、パワーショベル、診療機器等) ・車両・運搬具 ・生物（乳牛等、果樹等） ・無形償却資産（特許権等） 等
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2028年12月31日まで) 2026年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税・相続税ともに 100%

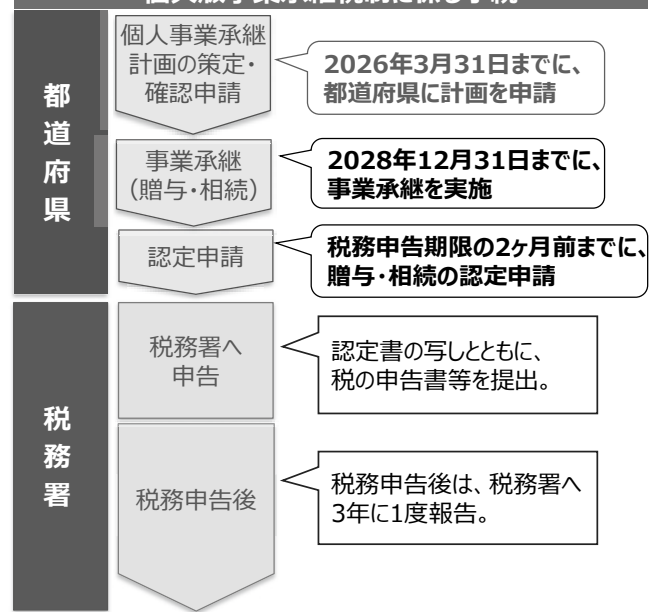
事業承継税制活用の手続

- 法人版事業承継税制（特例措置）を活用するためには、**2026年3月末までに特例承継計画を申請**し、2027年12月末までに事業承継を行う必要がある。
- 個人版事業承継税制を活用するためには、**2026年3月末までに個人事業承継計画を申請**し、2028年12月末までに事業承継を行う必要がある。
- また、事業承継後（贈与・相続の認定後）は、都道府県庁・税務署への定期的な報告が必要。（有恕規定あり。）

法人版事業承継税制に係る手続



個人版事業承継税制に係る手続



※各種手続きの詳細は、中小企業庁や各都道府県、国税庁のホームページを必ずご確認ください。

2. 国内投資の持続的拡大

中小企業経営強化税制の拡充及び延長（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

拡充・延長

- **適用期限を2年間延長。**（令和8年度末(2026年度末)まで）
- 100億企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う**建物を対象設備に追加**する。
- 建物を新增設した際、その年度末の**雇用者給与支給総額が前年度末と比較して2.5%以上増加した場合、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上増加した場合、特別償却25%又は税額控除2%を適用する。**
- 現行措置について、**C類型は廃止、A類型及びB類型は指標の見直し**を行う。

改正概要 【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性※が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・ 寄宿舎等に係る建物付 属設備、福利厚生施設 に係るものは該当しない。 ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産 でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率※が年平均7%以上の投資計画に係る設備 ※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる	経済 産業局	器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	
経営規模拡大設備 (B類型の拡充)	● 投資利益率が年平均7%以上 ● 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ● 売上高成長率年平均10%以上を目指す ● 前年度売上高10億円超90億円未満 ● 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 ● 賃上げ率2.5% OR 5.0%以上 等 ※ 拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制（少額減価償却資産の特例）の適用不可。		機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） 器具備品（30万円以上） ソフトウェア（70万円以上） 建物及びその附属設備（1,000万円以上） （生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る） ※ 税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	

※1 発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要。
※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物、建物附属設備を除く。
※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用O.S.のうち一定のものなどを除く。
※4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く。

100億企業を目指す中小企業に対する税制措置の意義

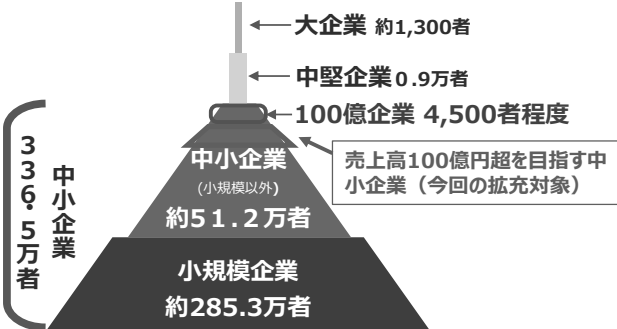
- 売上100億円超の中小企業（**100億企業**）は高いレベルで**外需と内需を取り込み、収益を上げて生産性向上（イノベーション）を図り、賃上げを実現し**、人口減少社会においても、**地域経済の好循環を先導する存在**。経済成長を実現する上で、**各地域に「100億企業」のような成長中小企業を創出することが重要**。
- さらに、**100億企業は中堅企業へのパスになるが、現状4,500者程度と推計**され、政策による強力な後押しが必要。
- このため、**100億企業を目指すような成長意欲のある中小企業がシームレスに成長を目指す環境整備**を行い、更なる100億企業を創出をする。

外需・内需の取り込み・賃上げ
を高いレベルで実現している100億企業
(外需) (内需) (賃上げ)



(出所) 「直接輸出額」：中小企業実態基本調査 対象 約172.8万社
「域内仕入高・仕入比率」：地域未来牽引企業の中間評価に係る調査 対象 2,249社
「賃金」：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス・活動調査」再編加工

100億企業（売上100億円超の中小企業）は
現状4,500者程度



(出所) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス・活動調査」再編加工

地域未来投資促進税制の拡充及び延長（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

拡充・延長

- **地域経済を牽引する企業の成長促進を通じた強靱な産業基盤の構築に向けて、地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置（特別償却50%又は税額控除5%）を追加する。**
- **適用期限を3年間延長し、令和9年度末(2027年度末)までとする。**

改正概要

【適用期限：令和9年度末(2027年度末)まで】※赤字が今回の新設箇所
(下線は今回の主な改正箇所)

対象者	地域経済牽引事業計画 ^{*1} の承認を受けた者	
機械装置 器具備品	通常枠 ^{*2}	特別償却35% 又は税額控除4%
	通常枠の要件及び下記①を満たした上で、②、③、④のいずれかを満たす ① 労働生産性の伸び率5% ^{*3} 以上かつ投資収益率5%以上 ② 創出される付加価値額が1億円以上、かつ、直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ③ 創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上 ④ 創出される付加価値額が1億円以上、かつ、自治体が指定する地域の経済発展・成長に特に資する分野に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること	特別償却50% 又は税額控除5%
	中堅企業枠	特別償却50% 又は税額控除6%
建物、附属設備、構築物	特別償却20%/税額控除2%	

*1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。
*2 サプライチェーン類型について、廃止。
*3 中小企業者については労働生産性の伸び率が4%以上とする。

＜地域経済の発展・成長に特に資する分野について＞

下記の①～③を満たす産業（※）を自治体が指定

※日本標準産業分類上の中分類ベースで確認・指定（3つまで）

※要件詳細については調整中

① 地域経済への波及効果

自治体におけるその産業の付加価値額の伸び率もしくは、その付加価値額の県内の総付加価値額に占める割合が一定以上であること

② 当該産業の成長性

自治体におけるその産業の売上高or就業者数or給与総額が一定以上伸びていること

③ 自治体の計画性

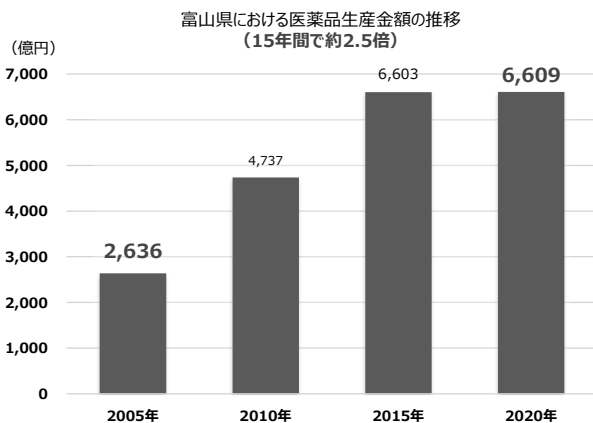
自治体において関連する産業ビジョンが定められていること

自治体の特定産業への政策資源の集中を通じた地域の産業基盤の強靱化のイメージ

- 地方公共団体において、**特定の産業分野に限定した独自の産業振興ビジョンを立て、政策資源を注力したことで、関連製品の製造額や関連企業数等の増加につながった事例も多い。**
- 強靱な産業基盤の構築に向けて、**地域経済の実情に応じた産業の発展・成長を後押しする必要。**

＜富山県：医薬品産業＞

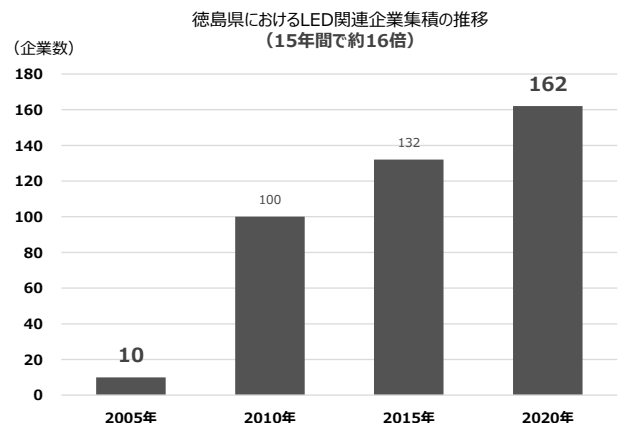
江戸時代中期から続く「薬屋」産業集積（県内工業生産の約17%）を背景に、県内高等教育機関における人材育成や県独自の研究開発強化、情報発信強化によるブランディングを推進。



富山県[くすりの富山県]に基づき経済産業省にて作成

＜徳島県：LED産業＞

グローバルで高シェアを有する県内企業の優位性を活用し、2005年に「LEDバレイ構想」を策定。以来、産学官一体での地域ブランド化を推進し、戦略的企業誘致を実現。



徳島県LEDバレイ構想推進協議会「徳島県LEDバレイ構想・ワールドステージ行動計画」等を参考に経済産業省にて作成

施策の詳細やお問い合わせにつきましては、
右のQRコードからご確認ください。



令和7年度税制改正について

飯綱町で「特定地域づくり事業協同組合」の創立総会を開催 ～協同組合いいコネワークス～

2月26日、協同組合いいコネワークスの創立総会が開催されました。

発起人代表である有限会社飯綱町ふるさと振興公社の廣田裕二代表取締役は挨拶で、「県下3例目となる特定地域づくり事業協同組合の設立。町内の担い手不足が深刻化する中、人材確保の新たな枠組みとして産業振興や地域活性化に繋げていきたい」と述べられ、労働者派遣事業を通して地域の担い手不足解消に向けた考えを示されました。

また、発起人代表である廣田氏は代表理事に選出され、「皆さんの協力がないと派遣事業は達成できない。地域の活力を生み出す人材の確保に取り組むため、組合事業を活用していただきたい」と今後の抱負を述べられました。

当組合は、令和2年6月に施行された特定地域づくり事業推進法に基づき、労働者派遣事業など特定地域づくり事業の実施を目的に設立。組合員の業務内容を組み合わせることで年間を通じた仕事を創り出し、組合が雇用する職員を組合員のもとへ派遣します。安定した仕事を確保することで、移住者等の定着に繋げていくことが期待されています。



創立総会の様子

地区労働問題研究会を開催

～長野県中小企業労働問題協議会～

3月5日、10日～12日の4日間、上田市、長野市、諏訪市、松本市内の4会場にて、長野県中小企業労働問題協議会と共催し、「育児・介護休業及び雇用保険の一部法改正について」をテーマに地区労働問題研究会を開催しました。

令和7年4月1日から段階的に改正される育児・介護休業法の改正ポイントや雇用保険法等の実務的な課題に照準をあてた研究会としたことから、就業規則の見直しや対象者への周知・意向確認等、実際に対応すべき事柄を明確にするとともに、制度改正のポイントについて各会場の講師から分かりやすく解説がありました。

今回の改正では、就業規則等の変更等実務的な対応が必要となります。改正内容をご確認の上、ご対応ください。



厚生労働省
育児・介護休業法について



上田会場の様子



松本会場の様子

生産性革命と挑戦

最新鋭高周波接着機を導入。高性能木製ドアの生産性を劇的に向上し、環境問題も大幅に改善。

最新鋭の高周波接着機を導入

冬の浴室でのヒートショックや、夏の室内での熱中症などで亡くなる人が少なくない日本の住宅。一般的な住宅の気密・断熱性能は先進國中、最低水準ともいわれています。冷暖房にかかるエネルギー消費も大きく、SDGsの観点からも住宅における省エネルギーは非常に重要です。



接着剤のみを加熱し高速接着する高周波接着機

住宅の断熱基準が高い欧米では、熱の出入りが大きい窓などの開口部に「木製サッシ」を使うのが一般的。木は気密性・断熱性や耐火性にもすぐれているため、日本で普及するアルミサッシに比べ熱の伝導率が約2千分の1といわれています。

長野県産木材に特化し、特注木製家具と、国内でも数少ない木製サッシの製造・販売を手がける、山崎屋木工製作所。高性能木製ドアの販売量拡大にともない、窓とドアの生産ラインの再構築、ドアの生産性向上とコストダウン、作業環境の改善に取り組みました。



5軸CNC加工機

高性能木製ドアは角材で組んだ枠に断熱材を入れて芯材とし、その表裏に合板を貼り付け、さらに厚い羽目板が貼られます。板の接着には速乾性のゴム糊が使われ手間と時間がかかる上、ベテラン職人でも不良が多く発生。さらにゴム糊に含まれる有機溶剤による作業や環境への影響も問題でした。

同社では水溶性の木工用接着剤を使用し、接着から搬出まで自動で行う最新鋭の高周波接着機を導入（ものづくり補助金活用）。不良発生はほとんどなく、ドア1枚あたりの接着リードタイムは従来の174分から23分へ大幅短縮し、約90%の劇的なコストダウンを実現しました。ゴム糊の使用を完全に止めたため、環境問題も大きく改善しました。

独自技術を活かしたワインセラーも

同社は1957（昭和32）年、家具や建具などの木工品製造で創業。2011年に5軸CNC加工機を導入し、県産材を有効活用した木製サッシの開発・製造をスタートしました。

トリプルガラスの採用など、高い断熱性能を追求したオリジナル形状の製品づくり体制を構築。さらに木製サッシ専用工場を建設し、吹きつけ塗装ロボットを導入するなど積極的に機械化・自動化を推進し、独自ブランド「CURATIONER（キュレーション）」で全国に販売展開しています。



オリジナルのワインセラー



木製サッシ専用工場の最新CNC加工機

木製サッシは寒冷地だけでなく、温暖地域の暑さ対策にも効果的で、住宅の他、全国の店舗、ホテルなど向けにオーダーメイドで生産しています。「設計士さんに当社製品を指定していただけるのが当社の強み。毎日のようにお付き合いのない設計士さんからの問い合わせが飛び込んできます」と大谷健一郎制作部管理部長。売上げの6割以上を木製サッシが占めますが、特注家具も長野県のアンテナショップ「銀座NAGANO」をはじめとする公共施設を中心に数多く手がけています。

同社では信州産カラマツ材を使用し、木製サッシと家具の技術を合体したワインセラーを独自に開発し商品化。大谷部長は「当社発信の製品づくりを今後も積極的に手がけていきたい」と意欲を燃やしています。

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金第15次採択企業 株式会社山崎屋木工製作所

代表 代表取締役 山崎 慎一郎
創業 1957（昭和32）年10月
資本金 1,000万円

従業員数 15名
本社 千曲市小島2817
TEL/FAX TEL.026-272-2106 FAX.026-272-2765

組合設立の経緯

戦後復興から高度経済成長期にかけて車が社会に浸透するとともに、自動車整備を生業とする事業者や技術者も増えていき、自動車整備業界も発展してい



組合外観

きました。しかし、昭和40年代後半から経済が低成長時代に入ると、需要の落ち込みや人件費の高騰など、業界を取り巻く環境が厳しさを増していました。

そこで、経営の合理化や共同事業を推進することで、事業者の安定的な事業活動を目指して、昭和49年8月には組合設立準備委員会を設置し、昭和50年10月に長野県自動車整備商工組合を設立しました。設立当初874名の組合員を擁していましたが、現在では1,432名にまで伸ばしており、自動車整備業界を束ねる組織として、存在感を放っています。

自動車整備業界を下支えする存在

組合事業の大きな柱は共同購買と斡旋の事業です。共同購買の売上高は約2億円を計上しており、エンジンオイルや整備パーツなどの少額のものから、リ



組合事務所で購入できる品々

フトなどの自動車整備に欠かせない大きな設備まで自動車整備に必要な多種多様な品目を幅広く取り扱うことで、組合員の経営の合理化と経費節減等の実行性を高めています。

多品種を取り揃え品ぞろえを豊富にすることで、スケールメリットを追求しづらくなる部分もありますが、自動車ユーザーのニーズが多様化する中、そのニーズに応える組合員の事業活動をきめ細かに支えることで、組合員のための組合としての価値を体现しています。

また、長野県自動車整備振興会と連携し、自動車整備に関する技術研修やセミナー等を実施することで、整備士の技術向上、知識の習得を支援しています。

自動車整備の高度化

近年、自動車の性能は飛躍的に向上しています。エンジンやブレーキ等が電子制御となることで、その整備に関する資格も新設されるなど、技術革新に伴う激しい変化の波が訪れています。

自動車は、点検、整備、検査で安全を確保していますが、整備の中で最も高い技術力を求められるものが、エンジン等の安全に重要な部分を取り外して行う「分解整備」です。従来は分解整備によって自動車の安全性を維持していましたが、自動ブレーキやカメラ、センサー等の電子制御装置の搭載が進む中で、より高度な整備が可能となるよう、分解整備に電子制御装置の整備が追加された「特定整備」制度が令和2年4月から開始されました。それに伴い、特定整備に関する新たな技術や知識の習得、整備用スキャンツールの導入など、自動車整備事業者求められる技術力も日々高度化しています。



今後の展望

長野県では、生活の足としての自動車が必需品です。人手不足等による公共交通機関の減便や縮小により、移動手段としての自動車の重要性がより一層高まっています。安全で快適な走行のためにも、自動車整備士による定期的な点検は欠かせません。

「車にあったエンジンオイルを使用することで、走行性能や燃費を良好に保ち環境負荷の軽減にもつながります。大切に乗り続けるためにも、定期的な点検をお勧めします」と神田専務理事は話されました。

理事長：塚田 哲郎

設立：昭和50年10月21日

TEL：026-241-5814

住所：長野市西和田一丁目35番2号



塚田理事長

車の安全を下支えする組織として、自動車整備業界の振興を通して、安全な車社会の実現に貢献してまいります。



わが社の経営戦略

株式会社勝野木材

(木曽官材市売協同組合・組合員)

Vol.36

未来永劫持続可能な森林経営で木曽の森と環境を守り、社会貢献し続ける「サーキュラーエコノミー」実現企業を目指す。



構造用製材のJAS認定工場に

「明治の人が植林し、大正・昭和の人が育て、平成・令和の人が伐って使い、また植える。この循環利用を進め、未来に向けた森林経営をし



コンピュータ制御の製材機

ていこうというのが私たちの考え方です」。そう話す、勝野木材の勝野智明社長の言葉には熱がこもります。

安土桃山時代から名だたる城に使われてきた、木曽谷の天然木曽ヒノキ。芳香・色つや・耐久性などにすぐれた遺伝子を持つ天然木の種から育て植林した樹齢80年以上の高齢級人工林(国有林)が現在、『(高)国(マルコウマルコク) 木曽ひのき』としてブランド化されています。

同社は1963(昭和38)年、南木曽町で設立。グループ会社のヤマカ木材が国有林から伐採、架線集材により搬出した木曽ヒノキ丸太を公売で購入し、住宅の柱材、羽柄材、板材等に製材し全国に販売しています。神社仏閣用に希少な天然木曽ヒノキの特殊製材・原木調達なども行っています。

深刻化する素材資源の枯渇により地域製材業が大幅に減少する中、同社は1995(平成7)年、人工林木曽ヒノキの小径木工場を建設。コンピュータ制御のノーマンツインバンドソーを先がけて導入し自動化・省力化を図り、数人で1日約600本の製材が可能な体制を整えました。

あわせて蒸気式(中温・高温)と電気式の乾燥機を計9台設備し、含水率18%前後に均一乾燥。100分の1ミリ以上の精度で仕上げた後、グレーディングマシンにより強度と含水率を測定・印字、さらに目視での検査も行い出荷します。2023(令和5)年にはJAS認定工場(機械等級区分)に認定されました。

同社グループは2024年、木曽町と「木の産業づくり」協定を締結。木曽町を中心に地域の約4割を占める民有林カラマツの主伐再造林を進め、森林資源の循環利用と持続可能な地域林業の再生と安定供給に取り組んでいます。

持続可能な森林経営をロールモデルに

同社では大切な森林資源をムダなく使い切るため「エネルギー事業部」を立ち上げ、伐採時に出る枝葉を回収・出荷する事業を本格的にス



強度と含水率を測定・印字したJAS材

タート。年間約1万トンを破碎し、岐阜県内のバイオマス発電所に出荷しています。

またヒノキやカラマツの端材を使ったウッドチップ、まな板、はしなどを企画製造し、ECサイト等で販売。樹皮を使った化粧材(樹皮ボード)は大手家具メーカーに採用され注目を集めています。さらにヒノキの乾燥蒸気から精油をつくり、アロマスプレーやお香の素材にする取り組みも。新規事業を主導する勝野泰平常務は「当社事業のもう一本の柱づくりを目指したい。市場はあるのでチャンスはあると考えています」と意欲的です。

「サーキュラーエコノミー(循環経済)が世界の流れ。高品質・高付加価値、かつ廃棄物を限りなくゼロにするゼロエミッションを目指す当社の取り組みを地域のロールモデルとして全国に発信していきたい」と勝野社長は力を込め、こう続けます。



勝野智明代表取締役

「森林資源の成長量を越えないように未来永劫続く持続可能な森林経営によって、環境を守り、建物の資産価値を上げ、地域の雇用をつくることを通して社会貢献し続ける。そんな会社でありたいと考えています」。

代表	代表取締役 勝野 智明
設立	1963(昭和38)年3月
資本金	3,000万円
従業員数	40名
本社	木曽郡南木曽町読書1750
	TEL: 0264-57-2532 FAX: 0264-57-3749
事業内容	木曽檜一般建築材製造販売・木工製品製造販売・神社仏閣用材等特殊な原木調達及び製材・造林請負・伐採搬出請負・立木購入・素材販売

GO! 発酵バレーNAGANO

Vol.4

長野県ワイン協会



長野県ワイン協会は、長野県内の果実酒製造業者が加盟している団体です（平成6年5月19日設立。組合員数56者・賛助会員1者・高校1者／令和7年3月1日現在）。

長野県ワインの歴史

長野県内でワイン用ブドウの栽培が始まったのは1889年塩尻市桔梗ヶ原にアメリカ系のブドウのコンコードやナイアガラを入植したのが始まりと言われています。その後大手ワイナリーの甘味果実酒の原料生産地として発展、時代の流れで甘口ワインから辛口ワインに変化する中でヨーロッパ系品種に改植が始まります。特にメルローが良く根付き1989年国際コンクールで「桔梗ヶ原メルロー」が大金賞を受賞し、長野県のワインが飛躍します。

時代は流れ、2013年「信州ワインバレー構想」が始まったことにより更に産地化してきました。中でもワイナリーの数が2013年に25者だったのが2023年には81者と10年で3倍以上に増え、この流れはしばらく続きますので、山梨県を抜き「ワイナリー数日本一」になる日も遠くないかもしれません（2024年12月末時点で88者）。

長野県の気候風土を活かしたワイン造り

「美味しいワインをつくるには美味しいブドウから」「ワイン造りの8割は原料で決まる」とも言われています。ワイン用ブドウの産地として長野県は①降水量が少ない ②昼夜の寒暖差が大きい ③水はけの良い土壌と好条件が揃っています。

信州の大自然の中ブドウの力を最大限に引き出し、それぞれの土地で営みの中、風土を醸すNAGANO WINE、その個性豊かなワインは世界からも注目されるようになってきました。

2021年には酒類の地理的表示（Geographical Indication＝GI長野）を、長野県の日本酒と同時に取得、また策定から10年を迎えた信州ワインバレー構想を「信州ワインバレー構想2.0」として改定。ワインと地域、観光の結びつき、他産業との連携も強める方向性を打ち出しました。次の10年の道筋が示され、新たなステージを迎えようとしています。

発酵バレーNAGANOへの期待

「発酵バレーNAGANO」はまさに“他産業との連携”日本酒とのお酒の連携だけではなく、食との連携はワイン業界で例えると最も重要なひとつである「ペアリング」です。味わいや香りの良いところを強調しあう、足りないところを補う、一体感をつくる、業界を超え「ペアリング」し高め合い、世界へ発信していきたいと考えています。

理事長：武田 晃

設 立：平成6年5月19日

T E L：026-229-6775

MAIL：shokuhin@ngn.janis.or.jp

住 所：長野県長野市栗田西番場205-1 （一社）長野県食品工業協会内



労務担当者にとって3月、4月は一番忙しい時期になります。

■年度の終わりと始めに行う主な業務

- 各種労使協定の更新・届出
- 法改正に伴う就業規則の変更・届出
- 有期契約社員の更新手続き
- 新入社員の社会保険・雇用保険加入手続き
- 健康診断のスケジュール調整
- 昇給による給与改定
- 社会保険料率の改定

■1年を通じて行う主な業務

- 社員の勤怠管理（残業時間や有給休暇の取得状況など）
- 給与・賞与計算、支払業務
- 中途入退社の手続き
- 社員の病気・ケガ、出産・育児の対応（傷病手当金、出産・育児に関する手続き）
- 社員からの相談対応
- 法改正への対応

労務担当者が行う手続きの中でも、社員が入社したとき、退社したときの手続きは早急に行う必要があります。
(例：社会保険の資格取得・喪失手続きは5日以内、雇用保険の離職票作成は10日以内)

■社員が入社したときに必要な書類

- | | |
|---------------------|----------------|
| ①労働者名簿 | ②出勤簿（形式は任意） |
| ③賃金台帳 | ④労働条件通知書 |
| ⑤誓約書 | ⑥身元保証書 |
| ⑦給与所得者扶養控除（異動）申告書 | ⑧個人番号届出書 |
| ⑨特別徴収切替申請書 | ⑩口座振替同意書 |
| ⑪前職の源泉徴収票、雇用保険被保険者証 | ⑫住民票記載事項証明書 など |

①～③は労働基準法で会社が法定帳簿として整備し、保存することが義務付けられており、④については労働者に交付することが義務付けられています。

■社員が退社したときに必要な書類

- ①退職届（自己都合退職時）、契約満了通知書（契約満了退職時）
- ②出勤簿
- ③賃金台帳
- ④源泉徴収票・退職所得の源泉徴収票
- ⑤退職所得の受給に関する申告書
- ⑥給与所得者異動届出書

①～③は雇用保険の離職票の作成に必要です。④⑤は本人へ、⑥は市町村に提出します。

★4月は労務担当者自身も異動などで慌ただしくなる会社も多いと思います。手続き漏れのないように、このリストを活用していただければ幸いです。

長野県内における令和6年の労働災害発生状況

長野労働局 労働基準部 健康安全課

長野労働局では、令和6年の労働災害（新型コロナウイルス感染症の罹患によるものを除く。以下同じ）をとりまとめました。

死傷災害（休業4日以上）の状況

1 全産業の死傷者数は、2,360人で、前年と比べ94人（4.1%）の増加となりました（図1参照）。

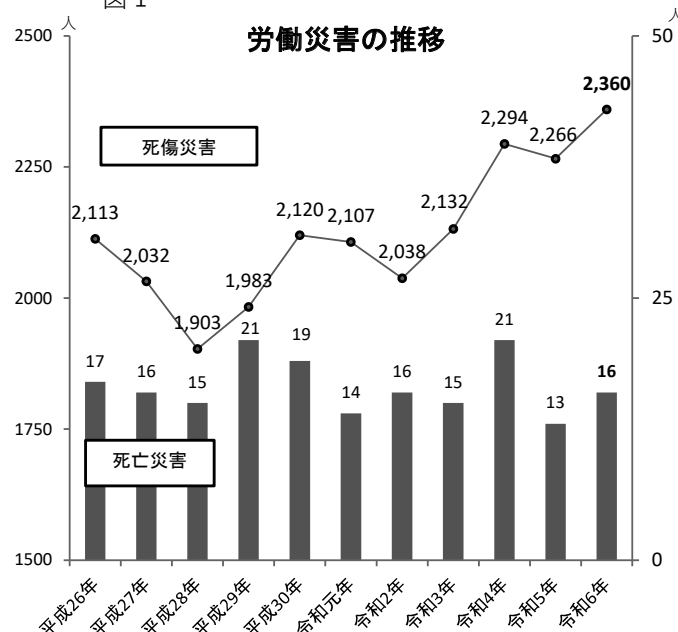
① 業種別の状況

「製造業」が562人（構成比23.8%）、鉱業が9人（同0.4%）、「建設業」が284人（同12.0%）、「運輸・貨物取扱業」が257人（同10.9%）、「林業」が53人（同2.2%）、「農業・畜産業・水産業」が43人（同1.8%）、「その他の業種」（第三次産業等）が1,152人（同48.8%）となっています。

② 事故の型別の状況

「転倒」災害が696人（構成比29.5%）と最も多く、次いで「動作の反動・無理な動作」災害が386人（同16.4%）、「墜落・転落」災害が311人（同13.2%）、「はさまれ・巻き込まれ」災害が277人（同11.7%）、「切れ・こすれ」災害が143人（同6.1%）の順となりました。

図1



死亡災害の状況

2 全産業における死亡者数は16人で、前年と比べ3人の増加となりました（図1参照）。

① 業種別の状況

業種別では、「建設業」が7人、「その他の業種」（第三次産業等）が4人、「運輸・貨物取扱業」が2人、「製造業」、「林業」「農業・畜産業・水産業」がそれぞれ1人となりました。

② 事故の型別の状況

事故の型別は、「交通事故」が6人、「墜落・転落」が3人、「転倒」、「激突され」がそれぞれ2人、「はさまれ・巻き込まれ」、「おぼれ」、「その他」がそれぞれ1人となっています。

まとめ

3 事故の型別では、「転倒」、「動作の反動・無理な動作」という労働者の作業行動を起因とする労働災害が46%を占めています。特に小売業や社会福祉施設が含まれる「その他の業種」では、「転倒」、「動作の反動・無理な動作」によるものが60%を占める状況です。

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策、特に転倒災害については、職場におけるハード面、ソフト面の取り組みを進め、その際、転倒を予防するために筋力等を維持する運動プログラムの導入を推進する取り組みが必要です。

各事業場においては、全員参加による自主的な安全衛生活動を充実し、一人ひとりの安全衛生に対する意識や危険に対する感受性を高めるための効果的な安全衛生教育の実施をお願いします。

なお、「長野労働局ホームページ」や「職場のあんぜんサイト（厚生労働省）」では、死亡災害事例及び安全衛生に関する事業場の取組事例等の情報を多数掲載していますので、ご活用ください。

長野労働局
ホームページ



職場のあんぜん
サイト





各種サービスのご紹介

大口・多頻度割引制度（後払制度）

日本高速道路(株)発行の ETC コーポレートカードを使用して、ETCシステムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し利用実績に応じて割引されます。
但し、1 台月額 3 万円以上となります。

法人会員の ETC カードによる割引制度（後払制度）

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために当組合の ETC クレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

ITS-TEA
一般財団法人 ITS サービス高度化機構

ETC 車載器の
販売、セットアップ
できます。

申込み・問い合わせは
(協) 長野県商工振興会
<http://www.alps.or.jp/shoko/>
〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内
TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

がんへの不安に備える「がん総合共済」

満67歳までの方がご加入いただけます。満80歳までご継続いただけます。

👍 年齢・性別問わず、月々の掛金 **1,500円** で、

※月々の掛金は、満80歳まで変わりません。

👍 がんと診断されたら ⇒ **50万円**

👍 がんによる入院日額 ⇒ **5,000円**

※第1保障区分(満15歳から満64歳まで)の場合です。診断・がん入院ともに満65歳からは保障額がかわります。

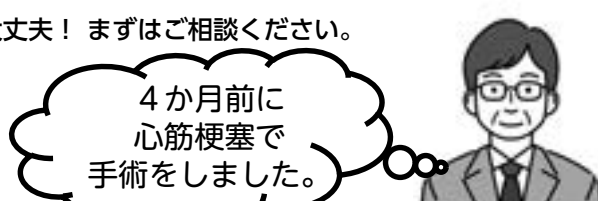
👍 さらに、手術・放射線治療 退院後の通院支援まで保障

👍 2口までご加入いただけます。がん診断で100万円

こんな疾病をお持ちの方も大丈夫！ まずはご相談ください。



現在、糖尿病で
通院治療を
しています。



4 か月前に
心筋梗塞で
手術をしました。



長野県福祉共済協同組合
フリーダイヤル 0120-86-9431

長野市中御所岡田131-10
長野県中小企業会館3階

☒ fuku@naganokyosai.or.jp 「ながの共済」で検索 <http://www.naganokyosai.or.jp>

まさかに負けない、
一時金で
安心を。



入院1日目から一時金を受け取れる!! 特約給付金額 最大30万円

医療一時金サポート

BESTパートナー
大樹生命
日本生命グループ

総合医療サポート特約023【基本保障型】

※ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」、「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」、「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。
医療一時金サポートを付加できる保険は、大樹セレクトです。特約の付加および、給付金のお支払いにあたっては、所定の要件があります。

大樹生命保険株式会社 松本支社 〒390-0811 長野県松本市中央 1-21-8 TEL:0263-34-3585 <https://www.taiju-life.co.jp/>
長野営業部 TEL:026-226-2820 松本営業部 TEL:0263-35-8519 飯田営業部 TEL:0265-24-4980 諏訪営業部 TEL:0266-52-1356
あづみ野営業部 TEL:0263-84-0256 東御営業部 TEL:0268-64-5413 佐久営業部 TEL:0267-62-0358 上田営業部 TEL:0268-24-2755

R-2023-1006(2023.6)

令和7年度 長野県中小企業団体中央会 理事会・通常総代会・創立70周年記念式典開催のお知らせ

◎理 事 会

日時 令和7年4月23日(水)午後0時30分

場所 長野市「ホテル信濃路」

◎通常総代会

日時 令和7年5月26日(月)午後1時30分

◎創立70周年記念式典

場所 長野市「ホテルメトロポリタン長野」

※理事・総代の皆様には予め日程調整をお願い致します。詳細につきましては後日ご案内をお送りいたします。

令和7年度 支部総会日程

支部名	日 程	場 所
長 野	5月7日(水)	長野市「ホテルメトロポリタン長野」
北 信	5月8日(木)	中野市「魚がし」
下伊那	5月12日(月)	飯田市「シルクホテル」
上 小	5月13日(火)	上田市「上田東急REIホテル」
木 曽	5月13日(火)	木曽町「木曽建設会館」
佐 久	5月14日(水)	佐久市「佐久グランドホテル」
大 北	5月14日(水)	大町市「大町商工会議所 多目的ホール」
上伊那	5月16日(金)	伊那市「海老屋」
松 本	5月22日(木)	松本市「ホテルモンターニュ松本」
諏 訪	5月22日(木)	諏訪市「ホテル紅や」

※現時点での予定につき、変更の可能性がございます。開催時間などの詳細につきましては、お送りする案内をご覧ください。

☆働きやすい職場環境づくり
「企業の社会的責任(CSR)」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。
ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

簡単管理 全額非課税 掛金助成
退職金は、国の制度を賢く活用



知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート MONTHLY REPORT

2025

4

No.581

第581号 令和7年4月10日発行

発行人 井出 康弘

発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町 131-10
長野県中小企業会館内 4F
TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社

もっともっと、 できる商工中金へ。



もっと、お客さまのニーズに応えることができる。もっと、新しいことにチャレンジできる。
それぞれが個性を活かし、未来に向かって、もっともっと「できる商工中金」へ。

企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。  商工中金

長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11
諏訪支店 〒392-0026 諏訪市大手1-14-6
松本支店 〒390-0811 松本中央2-1-27

TEL:026-234-0145
TEL:0266-52-6600
TEL:0263-35-6211